平成３０年（フ）第２７号
千葉県船橋市飯山満町２丁目459番地２
債務者　御姓　一樹
1　決定年月日時　平成30年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第１０９号
千葉市花見川区柏井４丁目25番10号
債務者　西山聖一郎
1　決定年月日時　平成30年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第１２４号
千葉市花見川区さつきが丘２丁目10番13棟401号
債務者　秋山エミこと　トンパル　エミルーワガス（ＴＯＭＰＡＲ　ＥＭＭＹＬＯＵ　ＷＡＧＡＳ）
1　決定年月日時　平成30年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第１３１号
千葉県船橋市高根台７丁目31番２―206号
債務者　白崎あゆみ
1　決定年月日時　平成30年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第１４３号
千葉市中央区葛城２丁目６番10号　ラーク葛城101号
債務者　布留川　清
1　決定年月日時　平成30年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第１４８号
千葉市若葉区大井戸町815番地
債務者　豊田　忠道
1　決定年月日時　平成30年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第４号
山梨県富士吉田市上吉田847番地の２　ハイツサンライズ107号室
債務者　鈴木　健太
1　決定年月日時　平成30年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成３０年（フ）第１０号
香川県高松市屋島西町2474番地９　幸ハイツ203号
債務者　多田　憲一
1　決定年月日時　平成30年２月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第１６号
香川県高松市屋島西町2445―９　屋島パークハイツＥ－３号室、住民票上の住所香川県高松市春日町1097番地６
債務者　間島　隆雄
1　決定年月日時　平成30年２月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第２０９１号
福岡市早良区野芥４丁目31番２―504号
債務者　松岡　幸司
1　決定年月日時　平成30年２月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第２０９３号
福岡市西区大字田尻2554番地11
債務者　幸丸　順子
1　決定年月日時　平成30年２月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第１８号
福岡県糟屋郡篠栗町大字津波黒274番地１　コムフォート篠栗Ⅱ―205号
債務者　畑　沙央里
1　決定年月日時　平成30年２月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第７７号
福岡市西区北原１丁目７番５―502号
債務者　中山　繁規
1　決定年月日時　平成30年２月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第１０６号
福岡市城南区長尾５丁目29番２―302号
債務者　藤野比十見こと　呉　　順喜
1　決定年月日時　平成30年２月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第１１１号
福岡市博多区吉塚３丁目29番17―402号
債務者　松永　麻希
1　決定年月日時　平成30年２月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第１１９号
福岡市城南区鳥飼７丁目34番106号
債務者　小田　哲也
1　決定年月日時　平成30年２月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第１３３号
福岡市早良区小田部５丁目７番７―501号
債務者　下西健一郎
1　決定年月日時　平成30年２月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部